

審議結果（令和 6 年度第 2 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 6 年 11 月 22 日（金）

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室（オンライン併用）

出席者【会長・副会長等】

浅見 龍介委員【会長】、鈴木 淳委員【副会長】、瀬谷 愛委員、森谷 美保委員、藤井 雅子委員、山崎 祐子委員、安室 知委員、中島 圭一委員、長崎 潤一委員、青木 敬委員、河潟 俊吾委員、金子 弥生委員、倉田 薫子委員（13 名）

次回開催予定日

令和 7 年 2 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（事務局）

時間になりましたので、ただいまより、令和 6 年度第 2 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会につきましては、前回同様、対面の会議形式と web 会議形式の併用で開催させていただいています。ここからの議事の進行は浅見会長にお願いいたします。

（浅見会長）

それでは、議事に入らせていただきます。はじめに、(1) 会議の公開に関する本日の対応に

ついて確認いたします。

本日の議事につきましては、部会報告の後、諮問事項が1件、協議事項が1件、報告事項が3件予定されています。これらのうち、諮問事項の「県指定重要文化財の指定の諮問について」は、県指定に関わる未成熟情報であること、また、協議事項の「県指定文化財等の保存活用について」は、内部検討中の補助事業にかかることから非公開としたいと考えています。

それ以外の報告事項については、公開とし、公開の方法は傍聴としますが、このことについて、御異議等はございますでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(浅見会長)

御異議がないようでしたら、そのように進めさせていただきます。本日の傍聴者はおりますか。

(事務局)

本日、傍聴者はおりません。

(浅見会長)

傍聴者はいないとのことなので、議事(2)の部会報告に進みます。

<議事概要箇所>

○部会報告について

各部会での協議内容等が報告された。

○諮問事項「県指定重要文化財の指定の諮問について」

- ・教育委員会教育長からの諮問書が文化遺産課長から浅見会長に手交された。
- ・事務局から諮問案件について概要説明が行われ、協議を行った結果、第1部会に調査を付託することとなった。

○協議事項「県指定文化財等の保存活用について」

県指定重要文化財等の保存活用について各部会から検討結果が報告された後、事務局から今後の予算編成予定等を説明し了承された。

(浅見会長)

次に、報告事項ア「国指定文化財の指定等について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

文化遺産課萩原から報告させていただきます。報告資料1を御覧ください。

「国指定文化財の指定等について」です。今回は国指定史跡のみになります。

国の文化審議会は、令和6年6月24日に開催された同審議会文化財分科会の審議、議決を経まして国指定小田原城跡について指定時の範囲を追加するよう文部科学大臣に対して答申をいたしました。こちらにつきましては、第1回審議会におきまして報告をさせていただいております。

その後、文部科学省は令和6年10月11日付官報におきまして、国指定史跡小田原城跡後について指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。

なお、現在、本県の国指定史跡・名勝・天然記念物は累計73件、史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件となります。

以下につきましては前回御報告させていただいた資料と内容に変更はございませんので省略させていただきます。以上です。

(浅見会長)

このことについて、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、次に、報告事項イ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

引き続き、萩原から報告させていただきます。報告資料2を御覧ください。

「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」です。令和6年7月16日から10月31日までの間に現状変更等許可申請書を収受いたしました。県指定史跡河村城跡ほか5件につきまして、次の表に記載の理由から条件を付して許可いたしましたので御報告させていただきます。実施場所等の詳細につきましては、別紙神奈川県の地図を御覧ください。

では、項番(1)河村城跡についてです。こちらにつきましては、流鏝馬イベント等の馬場設置を伴いまして、丸太杭設置のため掘削20cmが生じていたものになります。こちらは遺構面まで保護層を50cm以上確保しているため、地下遺構への影響は軽微であると判断いたしました。

イベントの実施に伴い設置するもので、事業の実施後には撤去されましたので、一時的なものであり景観への影響は軽微であると判断いたしました。施工にあたっては、山北町教育委員会の職員の立ち会いを求めています。

続きまして項番(2)同じく史跡河村城跡になります。

こちら、マルシェ（フリーマーケット）の開設に伴いまして、テント及びタープの設置のため、金属杭（ペグ）の打設を行いました。遺構面まで保護層を35cm以上確保したため、地下遺構への影響は軽微であると判断いたしました。

イベント実施に伴い設置したものでして事業実施後には撤去をされていますことから、一時的なものであり、景観への影響は軽微であると判断いたしました。なお、こちらも施行にあたっては山北町教育委員会の立ち会いを求めています。

引き続き、調整・世界遺産登録推進グループの村田から、史跡・名勝「江ノ島」の現状変更の状況について御説明いたします。

項番(3)「江ノ島」における、既存家屋の宿泊施設への建替えに伴う現状変更です。藤沢市

江の島一丁目の指定地内において、既存建物の取り壊し及び新たな建物の建築を行うものです。最大地表下 0.40m の掘削を伴うものの、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないこと、表土に収まることなどから、地下遺構への影響は軽微であると判断されます。

また、改修後の宿泊施設は、強い光の反射を生じない素材を用い、屋根等も街並みとの連続性を持った周囲の景観に配慮した色彩及び形状であることから、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番(4)「江ノ島」における、護岸階段整備に伴う現状変更です。藤沢市江の島一丁目の指定地内の地方港湾湘南港の埋立地において、管理用階段の設置を行うものです。

掘削面積は 54 m²、最大深度 1.6m となりますが、施工箇所は埋立地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことから、地下遺構への影響はありません。また、計画地における新設工作物は、転落防止柵、門扉、階段を伴いますが、いずれも塗装仕上げの上、色調は黒に近い茶色で、現存の柵と近い色味であり、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更の状況について御説明いたします。

項番(5)「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」における、樹木の枝打ちに伴う現状変更です。小田原市城山 3 丁目の指定地内において、樹木の枝葉の伸長により、指定地外に張り出していることで、葉が民地へ落ちており、樹叢の維持管理上必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番(6)「中井のエンジュ」における、点検、ワイヤー支柱調整及び枝葉剪定に伴う現状変更です。足柄上郡中井町の指定地内において、具体的には樹勢及び樹形の点検を実施、また、ワイヤー支柱については支柱、ワイヤー等を点検の上、緩みがある場合は締め直します。剪定については、枝折れや幹折れの状況をみながら、樹冠の広がりを防ぐように実施します。以上のことから樹木の安全管理・維持管理上必要な作業と判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

説明は以上となります。

(浅見会長)

6 件の現状変更について御報告をいただきましたが、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

(瀬谷委員)

現状変更の内容ではないのですが、2 ページ目、「流鏑馬の馬上設置のため」とありますが、「馬上」とは具体的に何を指すのでしょうか。

(事務局)

大変失礼しました。「馬上」ではなく「馬場」の誤りです。

(瀬谷委員)

わかりました。

(浅見会長)

他にないようでしたら、次に、報告事項ウ「県指定天然記念物の滅失等届について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

報告資料3を御覧ください。

報告事項2枚目「事案の概要」の「文化財の概要」に記載のとおり、本件は二宮町に所在の、ナシ原木11本、モモ原木1本の計12本で構成されております、県指定天然記念物「ナシ、モモ原木群」のうち、唯一のモモ原木について、滅失等届が提出されたことにより、検討の必要が生じた指定名称及び指定範囲の変更について、先日11月8日に開催の第4部会で協議いただいた結果を報告するものです。

まず、滅失に至る経緯について御説明させていただきます。

平成7年にモモ原木は指定範囲内に移植され、その後、平成23年9月の台風による損傷部分から腐朽菌が侵入し、樹齢70年以上となっていたこともあり、回復せずに、地上部が自然枯死してしまいました。しかしながら、根が一部生きていることが確認できたため、令和2年、3年に確認を行い、再生を待つ判断をしておりました。

今年8月1日に管理者である県農業技術センターから、枯死しているように見えると報告があったことから、8月23日に倉田委員に現地調査を実施していただき、その結果、枯死が確認されました。これを受け、管理者から9月24日付けで滅失等届が提出されました。

モモの滅失により、当該原木群がナシだけとなったことで、指定名称からモモを残すかどうか検討する必要が生じました。資料4枚目にございます指定理由書の中に、「ナシ・モモの果樹育成の歴史的な記念物として」と記載があり、歴史的な記念物であった事実は、モモ原木が滅失したことで変わる性質のものではないことから、指定名称は変更せず、今後も「ナシ、モモ原木群」という名称のままとしたいという提案を事務局から行い、協議いただきましたところ、5枚目にございますとおり、「文化財として名前を残すのはよい。」等の御意見をいただき、指定名称について変更は要しない旨決定いただきました。

また、資料3ページ目にございます指定範囲につきまして、現在、当該天然記念物の所在地は、中郡二宮町二宮1217となっております。モモ原木のあった場所は、令和6年2月に、向かって右側の図のとおり分筆されており、モモ原木のあった筆を指定範囲から除くことが可能な状況となっております。当該筆は現在、県の土地ですが、今後二宮町が取得する予定があり、その後の利活用の予定について、二宮町に確認が取れていない状況がございます。向かって左側の「案内図」を御覧ください。町が取得する予定部分が赤く囲ってあるところになり、赤い丸がモモ原木、白抜き部分で県の土地として残る部分がナシ原木群の植わっているところです。モモ原木の筆を指定範囲から除いてしまうと、今後どのような使い方をされるかわからず、ナシ原木群の保全にどのような影響を及ぼすか把握できなくなってしまう恐れがあるため、少なくとも現時点におきましては、指定範囲は分筆前の現行の地番1217のままとし、モモ原木の筆を含め、今後、指定範囲内の変更が生じる場合は、都度、現状変更申請を提出してもらった上で、許可可能な内容とするよう調整したい旨、事務局から、提案しましたところ、5枚目にありますように、「モモ原木の筆を指定範囲から除いた場合の土地の

使途は未確定だが、建造物等が近すぎるとナシ原木群に影響があるため、変えないほうがよい。」「東側に大きい建物が建つと日当たりが悪くなることが心配である。」「木の健康を考えると、コンクリートがあまり増えないとよい。」等の御意見をいただき、指定範囲に係る変更は要しない旨、決定いただきました。

以上を持ちまして、先日の第4部会での協議の結果、当該天然記念物の協議事項について、指定名称の変更は要しない、また、指定範囲についても変更は要しないという結果となりましたことを御報告申し上げます。

本件については以上です。

(浅見会長)

このことについて、御質問、御意見等ありますでしょうか。もしよろしければ、植物分野御専門の倉田先生、何かコメント等がありましたらお願いできますでしょうか。

(倉田委員)

はい。今御説明いただいた通り、原木自体は完全に枯死をしております、もう既に幹というか根元にシートが被されているような状況で、全く生きていることは確認できない状況でした。ただ、場所を御覧いただいた通り、1本だけ飛び出ている場所ではあるのですが、その他のナシの原木の方の指定地自体を減少させてしまいますと、どうしても人通りですとか日当たりなどの問題があり、現在、まだ生きているナシの原木は樹齢100年を超えているものもありますので、影響がどの程度出るかということがわからないので、場所についてもこのままの状態ですと指定を残すという判断をいたしました。

以上になります。

(浅見会長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(中島委員)

枯死してしまったモモの木というのは、先ほど言われた歴史的な意義などに鑑みてどこかに残すことをするのでしょうか。

(事務局)

谷口から御説明いたします。私も倉田先生の現地調査に同行させていただきまして、そのときに、自然環境保全センターの方から色々お話を伺ったのですが、後継木を別の場所、自然環境保全センターで育成しており、DNA上では残されているという状況です。

(中島委員)

ありがとうございます。

(浅見会長)

他にありますでしょうか。特にないようですので、報告事項は終了します。

以上で予定していた議題については、終了いたしました。次に「その他」ですが、委員の皆さん何かありますでしょうか。

(全委員) <意見等なし>

(浅見会長)

それでは、事務局から、何かありますか。

(事務局)

今回の日程をお決めいただければと思います。

(浅見会長)

事務局に案はありますか。

(事務局)

2月中旬から下旬、会場は横浜市内で開催させていただくということではいかがでしょうか。

(浅見会長)

事務局から2月中旬から下旬という提案がありましたがよろしいでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(浅見会長)

ありがとうございます。それでは、2月中旬から下旬とする方向で、事務局で調整することといたします。

(事務局)

後日、事務局より日程調整の御連絡を差し上げますので、御了承のほどよろしくお願いします。

(浅見会長)

それでは、令和6年度第2回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。